

子育て世帯に対するフードパントリー事業 令和8年度提案募集要領

1 事業内容

物価高騰に伴う経済的な影響を受け、生活に困窮する子育て世帯に対し、食料品や生活用品等の支給を行うことができる事業者を募集します。選考の結果、採択された場合は、市が提案者に事業を委託します。なお、本事業は令和8年度単年度事業です。

2 応募資格

応募できる団体は、市内に住所を有する又は市内で活動する法人又は5人以上で構成される市民団体です。

◇ただし、以下に該当する団体は対象外です。

- (1) 政治・宗教の活動を目的とする団体
- (2) 公の秩序に反する団体
- (3) 暴力団、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が団体員となっている団体

3 実施内容

- (1) 実施期間に2～4回以上、無料配付会（フードパントリー）を開催し、食料品等を配付する。

2回開催の場合： <u>各回120セット程度</u> の配付を想定
3回開催の場合： <u>各回80セット程度</u> の配付を想定
4回開催の場合： <u>各回60セット程度</u> の配付を想定

- ①無料配付会は事前予約制とし、世帯の状況（氏名、住所、連絡先、生年月日、家族構成、父母の就労状況、収入状況、各種手当、生活保護の状況等）を確認
 - ②ホームページ等による情報発信や、協働センター、学習支援教室等にチラシを掲示するなど、無料配付会の開催を周知
 - ③配付する食料品や生活用品等の調達
 - ④無料配付会の準備、運営
 - ⑤配付世帯に対するアンケートの実施
- (2) 無料配付会に合わせて、無料の相談会の開催や支援情報の提供を行い、参加者を必要な支援につなげる。
 - (3) 無料配付会の前後で、困窮する子育て世帯の求めに応じて、食料品等を配送等により緊急提供できる体制を整える。

2回開催の場合： <u>各配付会の前後で30セット程度</u> の対応を想定
3回開催の場合： <u>各配付会の前後で20セット程度</u> の対応を想定
4回開催の場合： <u>各配付会の前後で15セット程度</u> の対応を想定

4 実施期間

令和8年6月1日（月）から令和9年3月31日（水）までを実施期間とします。

5 委託金額 上限額307万円（税込）

6 募集事業者数

実施期間を通して、困窮する子育て世帯からの相談に応じ、無料配付会による食料等の支援のほか、世帯の状況に応じて行政等の相談窓口等につなぐことができる事業者（全7事業）を募集します。

なお、1事業者が複数事業提案することも可能ですが、複数採択された場合でも、確実に事業実施できる体制を確保するようにしてください。

7 実施エリア

無料配付会は、各回同一会場または近隣箇所で会場を確保し、実施すること。また、複数事業提案する場合、各事業でエリアの重複がないように会場を確保すること。

なお、採択後、事業者間で実施エリアの重複が無いように調整することがあります。

8 応募方法

(1) 必要書類

- ① 事業提案書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ こどもの貧困対策の取り組み実績（様式第3号）
- ④ 事業予算書（様式第4号）
- ⑤ 申告書（様式第5号）
- ⑥ 業務予定表（様式第6号）
- ⑦ 会員名簿又は役員名簿（様式は任意）
- ⑧ 団体の活動がわかるもの（規約、定款、活動実績が分かる資料等）

※ 記入にあたっては、事業予算書ガイド
ライン及び記入例をご参照ください。

※事業提案書等の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

（サイト内検索「フードパントリー事業者募集」）

(2) 提出方法

上記の必要書類を子育て支援課まで郵送、持参もしくはメールにてご提出ください。

送付先住所：〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100-1

ザザシティ浜松中央館5階

送付先アドレス：kosodate@city.hamamatsu.shizuoka.jp

9 応募締切 令和8年5月8日（金）17時【必着】

10 選考方法

事業提案書等の書類審査により選考します。なお、必要に応じて電話・メール等による照会または、ヒアリングを行う場合があります。

《審査項目》

- (1) 基本事項【配点10点】（◇本市の子育て家庭のニーズや課題について十分に理解さ

れているか。◇理念や考えを十分に有すると認められるか。◇本事業により実現したい効果等が適切か。）

- (2) 開催場所【配点10点】(◇開設場所及び日時は、対象世帯が参加しやすい設定となっているか。◇開催場所は各回市内の同一会場または近隣箇所での設定となっているか。◇複数事業提案の場合は事業ごとに異なるエリアを設定しているか。)
- (3) 配付会での個別ニーズへの対応【配点30点】(◇相談対応の体制は十分か。◇支援情報の提供体制は十分か。◇必要に応じて行政等の相談窓口へつなぐ体制が確保されているか。)
- (4) 配付会開催日以外の支援体制【配点20点】(◇緊急支援の対応は十分か。)
- (5) 事業の周知【配点20点】(◇情報が届きにくい支援対象者への情報提供の検討がされているか。)
- (6) 配付物品の調達先【配点10点】(◇市内小売店等からの購入等の地域経済への配慮があるか。◇協力団体からの物品提供など、配付物品の充実が図られているか。)
- (7) 中央区西地域、浜名区北地域の会場における提案については加点を行います。【加点10点】

11 結果通知 選考結果は、5月下旬頃に通知します。

12 特記事項

- (1) 採用した場合は、事業内容について協議の上、仕様書を決定した後、見積書の提出及び委託契約の締結を行っていただきます。
- (2) 事業提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表します。

事業予算書ガイドライン

項 目		説明・注意事項																		
収入の部	市委託料	◇上限金額は307万円（税込） ・参加者等からの費用徴収は認められません。																		
	人件費 （スタッフ用）	◇スタッフ賃金 ・スタッフ賃金の上限金額…1人あたり1.5万円/日 （賃金と交通費等手当を合わせた上限額となります） ※人件費は委託料全体の50%未満としてください。 ※団体運営に係る人件費や役員報酬は対象外です。本事業に係る人件費のみを計上してください。																		
支出の部	諸謝金	◇ボランティアの謝金 ◇相談員の謝金 ※諸謝金は人件費に含めません。																		
	需用費	◇配付する食料品や生活用品の支給物品 ・食料品（米、乾麺、レトルト食品、缶詰等） ・生活用品（ティッシュペーパー、洗剤等） ・生理用品 ※食料品に関しては、 <u>常温保存</u> ができ、 <u>賞味期限が設定</u> され、 <u>包装されたもの</u> を選定することが望ましい。 ※配付する支給物品の金額…1世帯あたり5,700円程度 ※配付会1回あたり支給数… <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>【2回開催の場合】</td> <td>配付会</td> <td>120セット程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急支援分</td> <td>30セット程度</td> </tr> <tr> <td>【3回開催の場合】</td> <td>配付会</td> <td>80セット程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急支援分</td> <td>20セット程度</td> </tr> <tr> <td>【4回開催の場合】</td> <td>配付会</td> <td>60セット程度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>緊急支援分</td> <td>15セット程度</td> </tr> </table>	【2回開催の場合】	配付会	120セット程度		緊急支援分	30セット程度	【3回開催の場合】	配付会	80セット程度		緊急支援分	20セット程度	【4回開催の場合】	配付会	60セット程度		緊急支援分	15セット程度
	【2回開催の場合】	配付会	120セット程度																	
		緊急支援分	30セット程度																	
【3回開催の場合】	配付会	80セット程度																		
	緊急支援分	20セット程度																		
【4回開催の場合】	配付会	60セット程度																		
	緊急支援分	15セット程度																		
		◇消耗品費（事務用品、梱包資材等） ◇燃料費（運搬用ガソリン代） ◇印刷費（チラシ作成経費）																		
	役務費	◇通信費 ・郵便料（対象世帯への通知等） ・配送料（支給物品の困窮世帯への緊急配付等） ・電話代の上限金額…3千円/月額・回線 ◇保険加入料 ※賠償責任保険等の必要な保険加入をお願いします。																		
	賃借料	◇施設等使用料 ・会場使用料、機材等使用料（打ち合わせ、準備等で施設等を借りる場合も含みます。）																		

- ※ 原則として、このガイドラインの項目及び金額により事業費を算出してください。このガイドラインによらない場合は、事前にご相談ください。
- ※ 施設等の修繕及び設置に関する費用、備品購入費（購入単価税込み2万円以上のもの）等は対象外とします。